

平成 27 年 2 月 27 日

教育委員会第 2 回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第2回定例会記録

◇開会年月日 平成27年2月27日（金曜日）

午前 9時59分開会

午前11時41分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委 員 長	阿 部 邦 英 君	委 員 (委員長職務代行者)	津 嶋 ユ ウ 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	窪 木 好 文 君
教 育 長	境 直 彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 村 和 雄 君	事 務 局 次 長	草 刈 敏 雄 君
事 務 局 次 長 (震 災 復 様 担 当)	太 田 敏 彦 君	教 育 総 務 課 長	末 永 秀 夫 君
学 校 教 育 課 長	今 泉 良 正 君	学 校 安 全 課 長	宍 戸 健 悅 君
学 校 管 理 課 長	佐 々 木 正 文 君	生 涯 学 習 課 長 兼 複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	佐 藤 徳 郎 君
体 育 振 興 課 長	橋 本 淳 君	学 校 施 設 室 長	柏 春 雄 君
桜 坂 高 等 学 校 設 準 備 室 長 佐 補	高 橋 正 能 君		

◇書 記

教 課 長	石 井 透 公 君	教 育 総 務 課 幹	加 藤 陽 子 君
教 育 総 務 課 考 主	横 山 貴 光 君	教 育 総 務 課 查	阿 部 恭 子 君

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・門脇小学校・飯野川第二小学校閉校式について
- ・牡鹿公民館の活動について
- ・石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校の校旗降納式について
- ・石巻市立桜坂高等学校開校式、入校式並びに入学式について

報告事項

報告第3号 専決処分の報告について

専決第4号 石巻市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

専決第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

専決第6号 石巻市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

専決第7号 平成27年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）

専決第8号 指定管理者の指定について（石巻市かなんパークゴルフ場）

審議事項

第10号議案 石巻市特別支援教育就学奨励費支給要綱

第11号議案 石巻市複合文化施設整備専門委員設置要綱

第12号議案 石巻市指定文化財旧石巻ハリストス正教会教会堂の復元場所について

その他

午前 9時59分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、おそろいですので、ただいまより平成27年第2回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はありません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、今井委員さんにお願いいたします。

よろしくお願ひします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） 本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が5件、報告事項の専決処分の報告が5件、審議事項が3件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 私から、平成27年石巻市議会第1回定例会、学校関係、防災関係について報告いたします。

始めに、平成27年石巻市議会第1回定例会は2月23日に開会し、3月25日までの31日間の会期であります。施政方針、平成27年度当初予算、条例の改正、2月補正予算等が審議されます。なお、内容につきましては、次回第3回定例会で報告いたします。

次に、各小・中学校は年度末を迎える、まとめの時期に入っております。3月24日の修了式までということになります。

入試関係で、平成27年度公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜について結果が出ておりますので、ご報告いたします。

宮城県全体では1.22倍となり、昨年度より0.01上回っております。石巻地区では、募集定員1,058名に対しまして、1,105名の志願者で競争率は1.04倍となり、昨年度の0.95倍より高くなり、新しい前期、後期選抜では初めて石巻地区1倍を超えた競争率になっております。

石巻市立桜坂高等学校は、学励探究コースが募集定員72名に対しまして、51名の志願で

0.71倍、キャリア探究コースが募集定員48名に対しまして、47名の志願で0.98倍となっております。なお、後期選抜の検査は3月5日、合格発表は3月12日となっております。桜坂高等学校は、定員を下回っておりますので、2次募集実施の可能性がございます。

次に、学校防災推進会議関係の報告をいたします。

詳しくは、この後、学校安全推進課長からありますが、2月23日に開催しました第3回学校防災推進会議で、今年度の取り組みや成果の報告と平成27年度の方向性について協議しております。資料については配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、会議の中のワーキンググループで進めてまいりました震災のまとめ記録集「羅針盤」という冊子ができ上がっております。これもお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　では、なければ、次に入ります。

門脇小学校・飯野川第二小学校閉校式について

○委員長（阿部邦英君）　門脇小学校・飯野川第二小学校閉校式について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君）　それでは、門脇小学校・飯野川第二小学校閉校式についてご説明申し上げます。

表紙番号2の1ページをご覧願います。

本年度末をもって閉校する門脇小学校及び飯野川第二小学校につきましては、平成26年石巻市議会第2回定例会に石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例を提案し、議決を得ているところでございます。

今回、当該校の閉校式の日程や内容が決まりましたので、ご報告申し上げます。

始めに、日程についてでございますが、門脇小学校は本年3月22日日曜日、午後1時30分から門脇中学校体育館を会場として、また飯野川第二小学校は3月28日土曜日、午前9時10分から同校体育館で開催することに決定いたしました。

出席者は、両校とも市長を初めとする来賓、教育委員、事務局職員、各小学校教職員、児童、

保護者及び一般参列者となっており、それぞれ100名を超える出席者を見込んでおります。

式の次第につきましては、開式宣言に始まり、国家斉唱、委員長の式辞、市長、議長及び父母教師会会长等の挨拶、来賓紹介、祝電披露、児童の別れの言葉を行うこととしております。

その後、校長から委員長への校旗返納と校歌斉唱を行い、閉式となります。

なお、両校とも小学校の敷地に閉校記念碑の設置工事を進めており、間もなく竣工する予定であります。閉校記念碑の除幕式につきましては、門脇小学校につきましては3月24日、飯野川第二小学校につきましては閉校式の当日に、それぞれ小学校の主催において教職員、児童、父母教師会、地区住民が出席してとり行うこととしております。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願ひします。ございませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、次に入ります。

牡鹿公民館の活動について

○委員長（阿部邦英君）　牡鹿公民館の活動について、生涯学習課長から報告をお願いいたします。

○生涯学習課長兼複合文化施設開設準備室長（佐藤徳郎君）　それでは、牡鹿公民館の活動についてご説明申し上げます。

表紙番号2の2ページをご覧願います。

東日本大震災で被災し、取り壊された牡鹿公民館につきましては、これまで公民館の建物を再建するという方針で検討してまいりましたが、方針を変更し、既存の建物を利用して公民館活動を行うこととなりました。

以下、資料に基づいてご説明申し上げます。

まず、②の施策等を必要とする背景及び目的であります。背景としましては、社会教育の拠点という本来の公民館設置目的に加え、地域コミュニティーの育成という点からも公民館の早期再開が望まれているため、公民館活動の場を確保し、社会教育の活性化を図るという目的で実施するものであります。

次に、④の提案に至るまでの経過であります。平成24年度に策定した被災公共施設再建（廃止）方針において、東日本大震災により被災した牡鹿公民館の再建方針は、牡鹿体育館の

ホール機能を統合して移転新築とし、移転場所は適地を選定するとしたため、これまで再建の検討を行ってまいりました。

しかし、再建予定地としていた牡鹿清崎地区には複数の公共施設が立地しており、牡鹿保健福祉センターや牡鹿交流センター等、公民館や体育館の備えるべき機能を有する施設があり、利用率の低迷が課題でもありました。

これらの状況を踏まえ、関係各部署との協議を重ねた結果、行財政改革の観点から、これら既存施設の有効利用が必要との判断のもと、牡鹿公民館の再建に関する方針を牡鹿保健福祉センター内に機能を移転するに変更したものであります。

これにつきましては、平成27年1月26日に開催しました平成26年度第20回庁議において審議し、決定しております。

次に、⑤の主な内容ですが、概要としましては、牡鹿保健福祉センターに入っている保健福祉課が牡鹿総合支所内へ移転し、保健福祉センターの一部を利用し、公民館活動を実施するものですが、牡鹿保健福祉センターの用途変更及び公民館条例の改正は行わず、現行条例の規定の範囲内で実施いたします。

開館時間は、牡鹿保健福祉センター条例を運用し、利用申請があれば土日祝日も含め、午前8時30分から午後9時まで利用することができるものとします。これは他の公民館と同じでございます。

使用料につきましては、社会教育活動を促進するため、当面の間、使用料の徴収は行わないこととします。これにつきましては、現行の石巻市牡鹿保健福祉センター条例に使用料規定がないという実務上の制約もございます。

管理体制としましては、清優館、これは牡鹿保健福祉センターの愛称でございます。その管理は、引き続き保健福祉課が担いますが、保健福祉課執務室を牡鹿総合支所内に移転するため、新たに保健福祉課と併任の公民館職員を配置する予定としており、人事課と協議中であります。

夜間及び休日の利用については、警備会社に管理を委託することとしております。

次に、⑥の実施した場合の影響ですが、財政上の影響としまして、光熱水費等の需用費が30万円から50万円、夜間、休日の警備会社への管理委託料が23万1,000円の増額が見込まれております。

次に、⑦の今後の予定及び施行予定年月日ですが、3月下旬に保健福祉課の総合支所への移転とともに、牡鹿保健福祉センターへの公民館機能の移転作業を行います。

また、チラシの配布や市報等において住民周知を行い、4月1日から牡鹿保健福祉センター

での公民館活動を開始する予定でございます。

⑧のその他でありますと、今後検討が必要な事項としては、電源交付金に関する手続を整備し、関連施設の用途変更について検討すること、牡鹿交流センター、ほっとまるの利活用について検討すること、また体育施設については、学校も含めて牡鹿地区全体の体育施設機能を考慮しながら、牡鹿交流センターの見直しとあわせて検討する必要があります。

さらには、福祉施設としての機能は継続していくため、福祉施設との機能や管理の分担について、現在センター内に事務所を置いている社会福祉協議会やデイサービス事業を行っている社会福祉法人との協議も必要となってまいります。

使用料につきましては、当面無料としますが、他の公民館との公平性という観点から、使用料の徴収について検討し、適正な料金のあり方について検討してまいります。

また、公民館活動の場を確保することで地域住民や団体の社会教育に対する需要を把握し、牡鹿公民館としての活動のあり方を総合的に検討することも重要な課題であります。

これらの事項について関係部局で協議し、方向性を出していきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対しまして、ご質問等あればお願ひいたします。
ございませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、次に入ります。

石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校の校旗降納式について

○委員長（阿部邦英君）　石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校の校旗降納式について、桜坂高等学校開設準備室長から報告をお願いいたします。

○桜坂高等学校開設準備室長補佐（高橋正能君）　それでは、私のほうから、石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校の校旗降納式についてご報告いたします。

本年度末をもって統合のため閉校いたします市立女子高等学校及び市立女子商業高等学校につきましては、平成24年石巻市議会第3回定例会に石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例を提案し、議決を得ているところでございます。

その後、両校の閉校に係る式典の開催準備に向け、協議を進めてまいりましたが、日程や内容が決まりましたので、ご報告申し上げます。

式典の名称でございますが、これまでの宮城県及び仙台市の公立高等学校再編統合の際には、

統合は学校がなくなるわけではないので、閉校式は行わず、ほとんどの学校が校旗降納式として開催されております。本市におきましても、これに倣い、両校でこれまで培われてきた伝統や校風、学校行事等を桜坂高等学校に引き継いでいきたいという思いから、閉校式という名称を使わず、校旗降納式として開催するものでございます。

表紙番号2の4ページをご覧ください。

市立女子高等学校の校旗降納式は、本年3月21日土曜日、午前10時から新しく完成する桜坂高校の体育館を会場として開催いたします。

出席は市長を初め、来賓、教育委員、教育委員会の事務局職員、教職員、生徒、保護者及び一般参列者となっており、約400名の出席者を見込んでおります。

式次第につきましては、開式の辞に始まり、国歌斉唱、教育長式辞、校長挨拶、市長、議長及び父母教師会長の挨拶、来賓紹介、生徒代表挨拶の順に行うこととしております。その後、校長から教育委員長、さらに市長へと校旗降納を行い、校歌斉唱、閉式の辞で終了となります。

次に、5ページをご覧ください。

市立女子商業高等学校の校旗降納式は、本年3月21日、同じ日の午後2時から桜坂高校の体育館で開催いたします。

出席者及び次第内容につきましては、市立女子高校とほぼ同等の内容でありますので、省略させていただきますが、約300名の出席者を見込んでおります。

なお、桜坂高校の敷地内にそれぞれの学校の閉校記念碑の設置工事を進めておりますが、校旗降納式終了後、それぞれ教職員、生徒、同窓会、父母教師会が出席して除幕式を開催する予定しております。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対して、ご質問等はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　では、なければ、次に入ります。

石巻市立桜坂高等学校開校式、入校式並びに入学式について

○委員長（阿部邦英君）　石巻市立桜坂高等学校開校式、入校式並びに入学式について、桜坂高等学校開設準備室長から報告をお願いいたします。

○桜坂高等学校開設準備室長補佐（高橋正能君）　それでは、石巻市立桜坂高等学校開校式、入校式並びに入学式についてご報告いたします。

平成27年4月から開校する石巻市立桜坂高等学校開校式、入校式、入学式の日程及び内容が決まりましたので、ご報告申し上げます。

始めに、資料の6ページをご覧ください。

開校式は、本年4月8日水曜日、午前9時30分から桜坂高校の体育館を会場として開催いたします。

出席者は市長を初め、来賓、教育委員、教育委員会事務局職員、教職員、生徒、保護者となっており、約500名の出席者を見込んでおります。

式次第につきましては、開式の辞に始まり、国歌斉唱、開校宣言並びに校旗表掲を市長から教育委員長、さらに校長に伝達していただきます。次に、教育委員長の式辞、閉式の辞で終了となります。

次に、7ページをご覧ください。

入校式は開校式終了後、引き続き学校主催により開催いたします。

式次第につきましては、開式の辞に始まり、校長式辞、市長、議長の祝辞、来賓紹介並びに祝電披露、生徒代表挨拶を行うこととしております。その後、同窓会から校歌額の寄贈、それから校歌の披露、校歌作詞、作曲者へ感謝状の贈呈、閉式の辞で終了となります。

次に、8ページをご覧ください。

桜坂高等学校の入学式につきましては、本年4月8日水曜日、午後2時から桜坂高校の体育館を会場として学校主催により開催いたします。

出席者は市長を初め、来賓、教育委員、教職員、生徒、保護者となっており、約500名の出席者を見込んでおります。

式次第につきましては、開式の辞に始まり、国家斉唱、入学許可、校長式辞、市長、父母教師会会长の祝辞、来賓紹介、祝電、祝詞披露、在校生代表の歓迎の言葉、新入生代表宣言、校歌紹介、閉式の辞で終了となる予定でございます。

以上、ご報告を終わらせていただきます。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらお願いいいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、次に報告事項に入ります。

報告第3号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君） 報告第3号 専決処分の報告についての専決第4号 石巻市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてのうち、専決第4号 石巻市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成27年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月16日付で異議のない旨、専決処分を行いましたのでご報告するものでございます。

本案は、教育委員会制度に関する諸課題について、抜本的な改革を行うこととした地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されることから、関連する条例を整備しようとするものでございます。

現行制度の教育長が教育委員としての特別職の身分と教育長として的一般職の身分を有しているのに対し、法改正後の新教育長は特別職の身分のみを有することとなります。その職責と職務内容から常勤として事務を執行する必要があり、勤務時間中の職務専念義務が課されることから、新たに勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例について規定するものでございます。

それでは、条文に従いましてご説明いたしますので、表紙番号1の4ページをご覧願います。

始めに、第1条は本条例の趣旨について規定したものでございます。

第2条は、勤務時間、休日及び休暇について定めたものでございます。

第3条は、職務に専念する義務の特例について定めたものでございます。

第4条は、本条例の施行に関し、必要な事項を規則へ委任することを規定したるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は本条例の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第2条第1項により、施行の際に現に在職する教育長については、教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職することから、条例を適用しないこととするものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ありましたらお願ひいたします。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、ございませんでしたら、次に入ります。

報告第3号 専決処分の報告についての専決第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてのうち、専決第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成27年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月16日付で異議のない旨、専決処分を行いましたのでご報告するものでございます。

本案は、教育委員会制度に関する諸課題について、抜本的な改革を行うこととした地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されることから、関連する条例を整備しようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の5ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の1ページをご覧願います。

始めに、第1条、石巻市職員定数条例の一部改正についてでございますが、現行の教育長は教育委員としての特別職と教育長として的一般職の身分を有しておりましたが、法改正により特別職としての身分のみを有することとなり、一般職に含まれなくなることから、教育長の規定を削除するものでございます。

次に、第2条、石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、従来の教育委員長と教育長が一本化され、新教育長が設置されますことから、教育委員長の報酬及び費用弁償の項を削除するものでございます。

次に、第3条、石巻市特別職給料等審議会条例の一部改正についてでございますが、新教育長は特別職としての身分のみを有するものとなりますことから、教育長を同審議会の対象として新たに加えるものでございます。

次に、第4条、石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、新教育長の給与及び旅費について新たに追加しようとするものでございます。

次に、第5条、石巻市議会委員会条例の一部改正についてでございますが、教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、石巻市議会委員会からの出席説明の要求の対象者を新教育長に改めようとするものでございます。

次に、第6条、石巻市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止についてでございますが、本条例は教育長の給与及び勤務時間等について定めたものでありましたが、新教育長の給与及び旅費につきましては、第4条の一部改正において、また勤務時間等につきましては、専決第4号で報告した石巻市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例にそれぞれ規定することから、本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は本条例の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、改正法附則第2条第1項により、施行の際に現に在職する教育長については、教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職することから、改正前の各条例の規定を適用するものでございます。

附則第3項につきましても、附則第2項と同様に教育委員としての任期中に限り、廃止前の石巻市教育委員会教育長の給与等に関する条例を適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの件に対して、ご質疑等ございましたらお願ひいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、なければ、次に報告第3号 専決処分の報告についての専決第6号 石巻市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

これも教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君）　それでは、報告第3号 専決処分の報告についてのうち、専決第6号 石巻市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成27年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教

育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月16日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

本年4月に湊地区に開園する幼保連携型認定こども園、湊こども園につきましては、児童福祉法に規定する児童福祉施設であり、かつ教育基本法に基づく学校として位置づけされております。幼保連携型認定こども園は、学校保健安全法が適用され、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこととなるため、学校医等として従事中または通勤上の災害に対する補償に関して規定する必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の8ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表、7ページから8ページをご覧願います。

始めに、第1条は本条例の趣旨を規定したものであり、補償の対象に石巻市立幼保連携型認定こども園を加えるものでございます。

次に、第2条は法によって補償を受ける権利を有する旨の通知について、第4条は補償の実施に当たっての報告、出頭等について、第5条は規則への委任について、それぞれ所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明について、ご質疑等ございましたらお願ひいたします。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　では、なければ、次に入ります。

次に、報告第3号 専決処分の報告についての専決第7号 平成27年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君）　それでは、報告第3号 専決処分の報告についてのうち、専決第7号 平成27年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成27年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月16日付で

異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

それでは、別冊の2ページをご覧願います。

予算規模についてでございますが、平成27年度の石巻市一般会計予算の総額は2,557億7,000万円、そのうち教育費は130億2,749万2,000円で、前年度と比較し22億8,011万4,000円の増となっております。

それでは、歳出総括表から項ごとの前年度予算との比較についてご説明申し上げます。

まず、第10款教育費 1項教育総務費ですが、前年度と比較し6,784万8,000円の増となっております。これは主に特別支援教育事業や教職員住宅管理費の増額によるものでございます。

次に、2項小学校費は、前年度と比較し23億378万円の増となっております。これは主に石巻小学校水泳プール改築事業、蛇田小学校屋内運動場改築事業等の施設整備費の増額によるものでございます。

次に、3項中学校費は、前年度と比較し1億5,303万7,000円の減となっております。これは主に学校施設の改修事業等の完了による施設整備費の減額によるものでございます。

次に、4項高等学校費は、前年度と比較し13億1,331万2,000円の減となっております。これは主に桜坂高等学校の整備の進捗による高等学校統合整備事業費の減額によるものでございます。

次に、5項幼稚園費は、前年度と比較し6,700万6,000円の増となっております。これは主に桃生幼稚園の施設老朽化対策事業費の増額によるものでございます。

次に、6項社会教育費は、前年度と比較し1億6,585万8,000円の減となっております。これは主に被災ミュージアム再興事業費、公民館耐震補強事業費の減額によるものでございます。

次に、7項保健体育費は、前年度と比較し11億4,315万9,000円の増となっております。これは主に学校給食センター建設事業費の増額によるものでございます。

次に、11款災害復旧費 4項文教施設災害復旧費は、前年度と比較し1億3,437万2,000円の減となっております。これは主に被災した小・中学校、高等学校等の復旧に係る災害復旧費の減額によるものでございます。

次に、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費は、前年度と比較し4億6,490万円の増となっております。これは主に学校給食センター建設に係る災害復旧費の増額によるものでございます。

それでは、教育費予算の主な項目について、その概要をご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、30ページをご覧願います。

10款教育費 1項教育総務費 3目教育指導奨励費の3、奨学資金費に6,356万8,000円を計上しておりますが、これは高等学校や専門学校、大学に学ぶ生徒や学生100人分の新規採用枠及びこれまでの奨学生に対する貸付金などの経費を措置したものでございます。なお、平成27年度から大学生、専修学校生等への貸与額を月額3万5,000円から4万5,000円に増額措置しております。

次に、32ページをご覧願います。

6、いじめ・生徒指導問題対策費に313万1,000円を、34ページ、15、問題を抱える子ども等の自立支援事業費に764万9,000円を、18、不登校児童生徒対策費に20万9,000円を、36ページ、7目東日本大震災関係費の4、スクールカウンセラー配置事業費に55万円を、5、ハイスクールカウンセラー配置事業費に188万1,000円を、38ページ、6、スクールソーシャルワーカー配置事業費に1,749万円を、8、震災心のサポート事業費に724万3,000円を計上しておりますが、これはいじめや不登校問題、児童・生徒や震災により子供を亡くされた遺族の心のケアなどに対応するための経費を措置したものでございます。

次に、32ページにお戻り願います。

9、特別支援教育事業費に6,781万4,000円を計上しておりますが、これは普通学級に在籍し、支援が必要とされる児童への個別支援と学級全体の指導充実を図るため、特別支援教育支援員55名の配置に要する経費を措置したものでございます。

次に、34ページ、14、小・中連携英語教育推進事業費に30万円を計上しておりますが、これは英語教育の推進に向けて小・中学校が連携し、教師の指導力向上を図り、児童・生徒の英語力の向上を図るための経費を措置したものでございます。

次に、17、学力向上研究指定校事業費に29万9,000円を計上しておりますが、これは児童の学力や学習習慣等に関する実態調査から課題を明らかにし、学力向上の具体的多方策を探るための経費を措置したものでございます。なお、事業は指定校である須江小学校において、平成25年度から平成27年度末まで実施する予定でございます。

次に、19、子どもの未来づくり事業費に352万5,000円を計上しておりますが、これは児童一人一人の確かな学力の育成と学力の向上を図るための経費を措置したものでございます。

次に、36ページ、7目東日本大震災関係費の2、震災奨学金給付事業費に834万円を計上しておりますが、これは東日本大震災により親が死亡または行方不明となり、両親がいなくなつた小・中・高校生を対象に就学の支援として奨学資金を給付するための経費を措置したもので

ございます。なお、平成27年度の対象者は、小学生6名、中学生8名、高校生10名の24名、卒業一時金については、中学生2名、高校生3名、計5名を予定しております。

次に、3、防災教育充実事業費に170万5,000円を計上しておりますが、これは東日本大震災の教訓を生かし、本市の実態に即した防災教育を実践するとともに、発達段階に応じた防災対応能力の育成と学校における防災教育の充実に取り組むため、防災副読本を作成する経費などを措置したものでございます。

次に、38ページ、7、学び支援コーディネーター等配置事業費に948万6,000円を計上しておりますが、これは放課後や週末、夏休みなどの長期休業中に被災地における児童・生徒の学習活動を支援するための経費を措置したものでございます。

次に、44ページ、3目学校建設費の1、石巻小学校水泳プール改築事業費に2億4,355万円を、2、広渕小学校水泳プール改築事業費に1,580万円を計上しておりますが、これは施設の老朽化や給排水施設部の腐食が進み、応急修繕やメンテナンスによる維持管理が困難な状況であることから、施設の全面改築に要する経費を措置したものでございます。

次に、4、小学校施設老朽化対策事業費に2億5,473万円を、60ページ、2目幼稚園建設費の1、幼稚園施設老朽化対策事業費に1億1,000万円を計上しておりますが、これは老朽化の進行が著しい施設について、主に屋外部分の改修を図ることにより安全性を確保し、良好な教育環境を維持するための経費を措置したものでございます。なお、毎年、小学校2校、中学校1校の割合で実施を予定しております。

次に、44ページにお戻り願います。

4目東日本大震災関係費の1、被災児童通学支援事業費に2億3,489万8,000円を、52ページ、4目東日本大震災関係費の1、被災生徒通学支援事業費に2億9,184万7,000円を計上しておりますが、これは被災校から代替校までのスクールバス運行及び仮設住宅からのスクールバス運行に要する経費などを措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

4目東日本大震災関係費の2、被災児童就学支援事業費に1億4,840万円を、52ページ、4目東日本大震災関係費の2、被災生徒就学支援事業費に1億4,190万9,000円を計上しておりますが、これは震災により被災し、経済的に就学困難な児童・生徒に対し、就学に必要な費用の一部を援助するための経費を措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

4目東日本大震災関係費の4、蛇田小学校校舎増築事業費に3,600万円を計上しております

が、これは防災集団移転促進事業、復興公営住宅の整備に伴い、児童数の増加が予想されるため、蛇田小学校敷地内の地質調査、増築に係る設計を行うための経費を措置したものでございます。

次に、5、蛇田小学校屋内運動場改築事業費に10億6,380万円を計上しておりますが、これは耐力度調査の結果、災害の際に倒壊のおそれがあるとの判定であったため、防災機能を備えた災害に強い屋内運動場の建設に要する経費を措置したものでございます。

次に、46ページ、6、二股小学校耐震補強事業費に3億1,950万3,000円を、52ページ、4目東日本大震災関係費の4、門脇中学校耐震補強事業費に1億73万円を計上しておりますが、これは校舎の耐震補強工事を実施することにより、児童・生徒が安心して学習できる環境を整え、また災害時には避難所として機能を発揮するための整備に要する経費を措置したものでございます。

次に、46ページにお戻り願います。

7、雄勝地区小学校統合移転新築事業費に457万3,000円を、52ページ、4目東日本大震災関係費の5、渡波中学校移転新築事業費に4,200万円を、6、雄勝地区中学校統合移転新築事業費に381万円を、86ページ、1目公立学校施設災害復旧費の2、小学校災害復旧費（移転新築事業）に1億3,481万円を、4、中学校災害復旧費（移転新築事業）に6億7,481万円を計上しておりますが、これは雄勝地区統合小・中学校及び渡波中学校の移転新築のため、実施設計や用地造成工事などに要する経費を措置したものでございます。

次に、46ページにお戻り願います。

8、小学校防災機能強化事業費に2億円を、52ページ、4目東日本大震災関係費の7、中学校防災機能強化事業費に950万円を計上しておりますが、これは災害時における応急避難所として必要な機能が発揮できるよう、学校施設の防災機能の強化を図ることを目的に天井の補強、撤去、落下防止ネット等の配置に要する経費を措置したものでございます。なお、平成27年度は東浜小学校など小学校3校と、万石浦中学校の合計4校の屋内運動場を実施する予定でございます。

次に、46ページにお戻り願います。

9、小学校太陽光発電設備整備事業費に3億8,070万円を、52ページ、4目東日本大震災関係費の8、中学校太陽光発電設備整備事業費に2億8,800万円を計上しておりますが、これは住吉小学校など小学校9校、青葉中学校など中学校7校、合計16校へ太陽光発電や蓄電池等の設備設置に要する経費を措置したものでございます。

次に、56ページをご覧願います。

3目東日本大震災関係費の1、高等学校統合事業費に296万5,000円を計上しておりますが、これは平成27年4月に開校する桜坂高等学校において魅力ある学校づくり事業を実施するため、必要な経費を措置したものでございます。

次に、60ページをご覧願います。

1目幼稚園費の7、私立幼稚園就園奨励費に9,831万6,000円を計上しておりますが、これは保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立と私立幼稚園の保護者負担の平準化に要する経費を措置したものでございます。

次に、62ページをご覧願います。

1目社会教育総務費の4、社会教育指導員費に401万3,000円を計上しておりますが、これは2名の社会教育指導員を配置し、家庭教育学級を開設し、学習機会の充実と学校、地域、家庭の連携による家庭教育力の向上を図るための経費を措置したものでございます。

次に、64ページをご覧願います。

9、子ども読書活動推進費に223万6,000円を計上しておりますが、これは平成22年度から実施したブックスタート事業や学校図書館及び公民館等で活動している読み聞かせボランティアなどとの連携を強化し、子供の読書環境の整備を図るための経費を措置したものでございます。

次に、10、協働教育推進事業費に171万7,000円を計上しておりますが、これは学校と地域、家庭が手を携え、教育活動の充実を図るため、コラボスクールの実施や小学校高学年を対象とした地域活動支援ふるさと子どもカレッジ等の実施に係る経費を措置したものでございます。

次に、12、放課後子ども教室推進事業費に111万5,000円を計上しておりますが、これは小学校区において放課後や週末、長期休業日等に小学校の余裕教室等を活用して子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動の取り組みを実施するための経費を措置したものでございます。

次に、72ページをご覧願います。

10目、河北総合センター費の1、河北総合センター管理費に1億8,470万円を、11目遊学館費の1、遊学館管理費に1億6,298万8,000円を、2、かなんパークゴルフ場運営費に1億1,910万円を計上しておりますが、これは各施設の指定管理料等を措置したものでございます。

次に、12目（仮称）市民文化ホール建設基金費の1、（仮称）市民文化ホール建設基金費に4億37万5,000円を計上しておりますが、これは複合文化施設の建設時における一般財源の負

担を軽減するため、基金の積み立てに要する経費を措置したものでございます。

次に、13目東日本大震災関係費の1、震災復興芸術文化事業費に1,568万5,000円を計上しておりますが、これは市民の心の豊かさの復興のため、仮設住宅集会所での落語公演やカラオケ教室などの文化芸術事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、74ページをご覧願います。

3、埋蔵文化財発掘調査事業費に4,298万6,000円を計上しておりますが、これは各種震災復興事業に伴う発掘調査に要する経費を措置したものでございます。

次に、4、応急仮設住宅等移動図書館運営費に490万9,000円を計上しておりますが、これは仮設住宅で生活している市民に対する移動図書館サービスを実施するための経費を措置したものでございます。

次に、5、被災ミュージアム再興事業費に2,256万9,000円を計上しておりますが、これは被災した石巻文化センター、雄勝硯伝統産業会館、おしかホエールランドの資料を仮保管、再整理、修復するための経費を措置したものでございます。

次に、6、齋藤氏庭園修復整備事業費に1億5,063万3,000円を計上しておりますが、これは被災した国指定名勝齋藤氏庭園内の建造物等を保存修復するための経費を措置したものでございます。

次に、76ページをご覧願います。

7、複合文化施設整備事業費に100万円を計上しておりますが、これは複合文化施設の基本設計策定に向け、市民懇談会及び調整会議を開催するための経費を措置したものでございます。

次に、8、公民館整備震災関係費に1,000万円を計上しておりますが、これは震災により壊滅的な被害を受けた萩浜公民館を防災集団移転事業地内へ移転新築するため、基本設計に要する経費を措置したものでございます。

次に、78ページをご覧願います。

1目保健体育総務費の2、体育奨励費に1,136万8,000円を計上しておりますが、これはスポーツ推進委員の報酬や各種スポーツ大会への補助金などの経費を措置したものでございます。

次に、84ページをご覧願います。

8目東日本大震災関係費の1、学校給食センター放射性物質対策事業費に382万4,000円を計上しておりますが、これは学校給食の安全・安心を確保するため、給食に含まれる放射性物質の有無やその量について精密な検査を行う経費を措置したものでございます。

次に、2、学校給食センター建設事業費に11億1,715万円を、88ページ、1目その他公用施

設災害復旧費の4、学校給食センター災害復旧費に4億6,490万円を計上しておりますが、これは（仮称）石巻東学校給食センターの建設工事及び調理備品等の購入に要する経費を措置したものでございます。

次に、継続費についてご説明申し上げますので、90ページをご覧願います。

二股小学校耐震補強事業など9事業について、総事業費及び各年度の年割り額を設定するものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、98ページをご覧願います。

奨学金納付書作成等業務など31業務について、実施に必要な限度額及び期間を設定するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

12款分担金及び負担金1項負担金7目教育費負担金に555万5,000円を計上しておりますが、これは適応指導教室運営費他市町負担金及び視聴覚センター運営費他市町負担金を措置したものでございます。

次に、6ページをご覧願います。

13款使用料及び手数料1項使用料8目教育使用料に7,327万1,000円を計上しておりますが、これは高等学校授業料のほか幼稚園保育料、各社会教育施設、保健体育施設使用料を措置したものでございます。

次に、9目行政財産目的外使用料に142万7,000円を計上しておりますが、これは各教育施設への電力柱や電話柱、自動販売機等の設置に伴う占用料を措置したものでございます。

次に、8ページをご覧願います。

2項手数料5目教育手数料に112万4,000円を計上しておりますが、これは高等学校入学者選抜手数料及び入学金等を措置したものでございます。

次に、10ページをご覧願います。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目教育費国庫負担金に9,252万8,000円を計上しておりますが、これは蛇田小学校屋内運動場改築事業に係る国からの負担金のほか、高等学校の授業料を徴収しない新3年生に係る授業料不徴収交付金を措置したものでございます。

次に、4目災害復旧費国庫負担金に3億1,061万3,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております小・中学校及び学校給食センターの災害に伴う国からの負担金を措置したものでございます。

次に、12ページをご覧願います。

2項国庫補助金7目教育費国庫補助金に3億7,430万2,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております就学援助費や各小・中学校の施設整備事業、耐震補強事業、幼稚園就園奨励費、齋藤氏庭園修復整備事業などに伴う国からの補助金を措置したものでございます。

次に、8目災害復旧費国庫補助金に5億6,689万4,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております小・中学校災害復旧事業に伴う国からの補助金を措置したものでございます。

次に、14ページをご覧願います。

15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金に6億1,082万5,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております小・中学校太陽光発電設備整備事業に伴う県からの補助金を措置したものでございます。

次に、9目教育費県補助金に8億4,806万円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております被災児童・生徒通学支援事業や就学支援事業などに伴う県からの補助金を措置したものでございます。

次に、16ページをご覧願います。

3項県委託金5目教育費委託金に6,571万8,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております防災教育推進協力校事業やスクールソーシャルワーカー配置事業、協働教育プラットフォーム事業などに伴う県からの委託金を措置したものでございます。

次に、18ページをご覧願います。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入に273万6,000円を計上しておりますが、これは普通財産貸付収入及び教職員共同住宅貸付収入を措置したものでございます。

次に、2目利子及び配当金に65万4,000円を計上しておりますが、これは各基金の利子収入を措置したものでございます。

次に、20ページをご覧願います。

18款繰入金1項基金繰入金4目地域づくり基金繰入金に1,350万円を、5目電源立地地域対策交付金事業基金繰入金に3,040万5,000円を、7目がんばる石巻応援基金繰入金に2,112万9,000円を、8目震災復興基金繰入金に2億5,455万1,000円を、9目東日本大震災復興交付金基金繰入金に5億7,111万2,000円を、11目奨学資金基金繰入金に834万円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております各事業に係る基金からの繰入金を措置したものでございます。

次に、22ページをご覧願います。

20款諸収入 3 項貸付金元利収入 6 目教育費貸付収入に7,345万8,000円を計上しておりますが、これは奨学資金貸付金の元金収入を措置したものでございます。

次に、24ページをご覧願います。

4 項雑入 3 目雑入に 6 億4,518万6,000円を計上しておりますが、これは施設電話使用料や幼稚園預かり保育料、学校給食費徴収金などを措置したものでございます。

次に、26ページをご覧願います。

21款市債 1 項市債 7 目教育債に25億7,080万円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております各事業に係る市債を措置したものでございます。

以上で教育委員会の平成27年度石巻市一般会計予算に係る専決処分の報告を終わります。

すみません、訂正をお願いしたいと思います。

72ページの2のかなんパークゴルフ場運営費は、1,191万円の誤りでございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質疑等はございますか。

津嶋委員、お願いします。

○委員（津嶋ユウ君） 47ページの8のところ、小学校防災機能強化事業費のところで、具体的に平成27年度は東浜小学校など小学校は3校で、中学校は万石浦中学校ということだったんですが、小学校3校のもう2校もわかりましたら教えていただきたいのですが。

○学校管理課長（佐々木正文君） 資料を持ち合わせておりませんので、後で報告いたします。申し訳ございません。

○委員（津嶋ユウ君） はい、わかりました。お願いします。

○委員長（阿部邦英君） そのほか質問ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、なければ、次に入ります。

報告第3号 専決処分の報告についての専決第8号 指定管理者の指定について（石巻市かなんパークゴルフ場）、これについて説明を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長兼複合文化施設開設準備室長（佐藤徳郎君） それでは、指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

指定管理者の指定につきまして、石巻市かなんパークゴルフ場に対する意見についてですが、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、異議のない旨、専決処

分をしております。

管理者の指定でございますが、引き続き有限会社ふれあいパークに平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間依頼するものであります。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） 指定管理者の指定です。ただいまの説明について、ご質疑等ありますらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に審議事項に入ります。

第10号議案 石巻市特別支援教育就学奨励費支給要綱

○委員長（阿部邦英君） 第10号議案 石巻市特別支援教育就学奨励費支給要綱を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、ただいま上程されました第10号議案 石巻市特別支援教育就学奨励費支給要綱についてご説明申し上げます。

特別支援教育就学奨励費については、国からの補助を得て、主に特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を補助するものとして、本市で毎年度実施しているものでございます。

これまで本市では、国の示す補助金交付要綱及び事務処理資料を参考に事務実施の手引書を作成し、事業を実施してきたところでございますが、市としての一般的な事務処理の基準を明確にする必要があるため、今回要綱を制定しようとするものでございます。

以下、条文に従いましてご説明申し上げますので、表紙番号1の11ページをご覧願います。

始めに、第1条は本要綱の趣旨を規定したものでございます。

第2条は、支給の対象者を規定したものでございます。

第3条は、支給対象となる経費等について規定したものでございます。

第4条は、支給額等について規定したものでございます。

第5条は、保護者が教育委員会に対して行う支給の申請手続について規定したものでございます。

第6条は、第5条の申請を受けて、教育委員会が保護者に対して行う支給の決定手続について規定したものでございます。

第7条は、学校長が教育委員会に対して行う奨励費の交付申請について規定したものでございます。

第8条は、保護者に対する奨励費の支給方法について規定したものでございます。

第9条は、受給者に異動があった場合の手続について規定したものでございます。

第10条は、受給者が奨励費の受給を辞退する場合の手続について規定したものでございます。

第11条は、支給決定の取り消しについて規定したものでございます。

第12条は、支給決定を取り消した場合の奨励費の返還について規定したものでございます。

第13条は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める旨、規定したものでございます。

次に、附則でございますが、本訓令を平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ありましたらお願いいいたします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君）　これまでの児童・生徒の保護者の奨励費というのは、大体平均的に毎年どれぐらいの数の方が奨励費を受けているのかわかれば、大体の数で結構です。

○委員長（阿部邦英君）　これは教育総務課長でいいですか。どれぐらいの方が受けているんでしょうか。

○教育総務課長（末永秀夫君）　就学支援全体的には小・中合わせまして、被災の関係もございますので、児童数合せますと、大体全体の43%が受給をしております。そのうち、主に特別支援学級ということになるかというふうに思いますが、その部分につきましては、大体2%程度であると思います。

○委員（今井多貴子君）　小・中合わせてですね。

○教育総務課長（末永秀夫君）　はい。

（発言する者あり）

○委員長（阿部邦英君）　教育総務課長。

○教育総務課長（末永秀夫君）　主に特別支援学級に在籍している子ではあるんですが、普通学級を希望される場合も一応対象にはなります。

○委員（今井多貴子君）　普通学級を希望してもなるということですし、これを辞退するとい

うことはどういう場合が考えられますか。支給の決定を取り消したりとか辞退する方がいるということは、今まで例があるんでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長。

○教育総務課長（末永秀夫君） 基本的には、ほとんどの方が受給されますけれども、普通の就学援助ですと、経済的ということがございますけれども、特別支援に関しましては、障害ということの中で支給されるということですので、保護者の方々の考え方によっては、支給を受けなくても就学は大丈夫であるというふうな考え方の上で辞退する方もいらっしゃるということでございます。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） この内容については、毎年度、今までしてきているものだということでしたよね。ただ、市としての要綱を今回改めて制定するということは、今まで要綱というのになかったということなんですね。

そして、今回新たに要綱を制定することになったことで、訓令というのでやってきたということなんですか。いろいろな言葉が入ってきてわからないので、その辺の関係を簡単に教えてください。

○委員長（阿部邦英君） では、このことについて、教育総務課長、お願ひします。

○教育総務課長（末永秀夫君） まず、要綱のことを訓令ということなんですね。事業そのものの規定の仕方を要綱で定めるんですが、要綱のことをまず訓令という。

○委員（津嶋ユウ君） 要綱のことを訓令というのですか。

○教育総務課長（末永秀夫君） 訓令ということです。同じことを言っているというふうに解釈していただければいいかと思います。

あとは、これまで国補助金要綱の基準が毎年度明確に示されており、それに基づいて市として手引書を作成して内部的に行っていたということあります。それを今度要綱を策定して、その手続を明確にするということでございます。内容的には、これまでとは変わりはございません。

○委員長（阿部邦英君） そのほかございませんか。

では、ないようでしたら、第10号議案 石巻市特別支援教育就学奨励費支給要綱は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、第10号議案については原案のとおり可決いたします。

第11号議案 石巻市複合文化施設整備専門委員設置要綱

○委員長（阿部邦英君） 次に、第11号議案 石巻市複合文化施設整備専門委員設置要綱を議題といたします。

複合文化施設開設準備室長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長兼複合文化施設開設準備室長（佐藤徳郎君） それでは、第11号議案 石巻市複合文化施設整備専門委員設置要綱についてご説明申し上げます。

表紙番号1の14ページをご覧願います。

本案は、石巻市複合文化施設の整備に当たり、計画、設計等に対して建築、管理運営、音響設備、舞台演出等の分野における専門家の立場からアドバイスをいただいた上、地方自治法第174条の規定に基づき専門委員を置こうとするものです。

以下、条文に従いましてご説明申し上げます。

始めに、第1条は本委員の設置について定めたものであります。

第2条は、委員の職務について定めたものであります。

第3条は、委員の数及び専門分野について規定し、第4条は委員の任期を規定したものであります。

第5条は、会議について、第6条は庶務についての規定であります。

第7条は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めることを規定したものであります。

次に、附則ですが、第1項は施行期日を平成27年4月1日からとするものであり、第2項は本告示の効力を失う日を規定したものであります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまご説明ありましたけれども、ご質疑等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長（阿部邦英君） では、ないようでしたら、第11号議案 石巻市複合文化施設整備専門委員設置要綱は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第11号議案については原案のとおり可決いたします。

第12号議案 石巻市指定文化財旧石巻ハリストス正教会教会堂の復元場所について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第12号議案 石巻市指定文化財旧石巻ハリストス正教会教会堂の復元場所についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長兼複合文化施設開設準備室長（佐藤徳郎君） それでは、第12号議案 石巻市指定文化財旧石巻ハリストス正教会教会堂の復元場所についてご説明申し上げます。

表紙番号1の15ページをご覧願います。

本案は、東日本大震災で被災し、解体した石巻市指定文化財旧石巻ハリストス正教会教会堂の復元場所について提案するものであります。

旧石巻ハリストス正教会教会堂は、明治13年、1880年、石巻市千石町に建設され、現存する木造教会建築としては日本最古のものでありますが、昭和53年の宮城県沖地震で大きな損傷を受け、中瀬に移築、復元し、昭和55年に市の指定文化財に指定されております。

東日本大震災で津波の直撃を受けながら、奇跡的に原型を保ったまま残り、石巻市震災復興基本計画において復元することとなったことから、今年度、解体調査工事を行い、現在復元に向け、部材を保管しております。

これまで復元場所について検討してまいりましたが、中心市街地活性化基本計画にも位置づけられ、他事業との相互作用により中心市街地への誘客要因ともなること、中瀬への復元を望む市民の声が多いこと、また建築士や歴史学等の学識経験者である石巻市近代建築保存整備調査研究専門委員の先生方のご意見などから、震災前に移築していた中瀬地区が復元場所として適当であると判断し、提案するものであります。

次のページをご覧ください。

中瀬の位置図を載せてあります。丸で囲んだ部分の中に震災前に建っていた場所が記されております。復元場所につきましては、現位置から若干移動する可能性がありますが、おおむね震災前に建っていた場所付近になります。

次のページをご覧ください。

震災前の教会堂の写真を載せております。復元に当たりましては、近代建築保存整備調査研

究専門委員に諮りながら、できるだけ創建当初の姿に近づけた状態となるよう検討してまいります。

スケジュールでございますが、来年度、実施設計を行い、平成28年度に復元工事を行う予定で、事業費は実施設計費として約500万円、復元工事費として約8,000万円を見込んでおりますが、現在4,460万円ほどの寄附金が寄せられておりますので、財源の一部に充てることとしております。

本教会堂の復元は、本市にとって貴重な文化財が保存されるとともに、復興のシンボルにもなるものと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願ひいたします。ございませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、ないようでしたら、第12号議案 石巻市指定文化財旧石巻ハリストス正教会教会堂の復元場所については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、異議がありませんので、第12号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○委員長（阿部邦英君）　以上で審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員方からございませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、各課長方からお願いします。

学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長（佐々木正文君）　先ほどの津嶋先生からのご質問、47ページのご質問でございますが、ちょっと勘違いしまして、全体で平成27年度以内にどれくらいあるのかというふうに勘違いしたものですから、全体では小・中合わせて11校ございます。今年度の対象は東浜小学校以外に飯野川第一小学校、それから広瀬小学校、3校で2億円ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございましたらお願ひします。

学校安全推進課長。

○学校安全推進課長（宍戸健悦君） では、先ほど教育長の報告にもありましたけれども、石巻市学校防災推進会議についてお話をさせていただきます。

今年度3回の本会議を開催して、その中で3つのワーキンググループを設置し、大川小学校事故検証報告書の24の提言の具現化に向けてさまざまな活動を展開してまいりました。

第3回目の会議要項を本日お配りしているところであります。

さらに、その活動の一つとして、本日お配りさせていただきました震災のまとめ記録集「羅針盤」がございます。

会議要項の中に、大体今年度実施したさまざまな活動の概要が書いてございます。内容についてはご覧いただきたいと思います。

なお、現在全ての学校が共通して取り組む石巻市学校防災基本方針の改定作業を行っております。危機対策課等とも今協議中でございますので、来月の教育委員会には、基本方針についてご報告ができればと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） ほかに課長方から。

学校教育課長から説明します。

○学校教育課長（今泉良正君） それでは、私から、平成26年度の宮城県学力・学習状況調査の結果についてご説明申し上げます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。

昨年、平成26年10月28日、石巻市内の全ての小・中学校、小学5年生及び中学2年生を対象に行われました。全ての学校で参加をしました。結果につきましては、全ての教科で残念ながら県平均を下回ってしまうという結果になりました。

中身については、2ページ目をご覧いただきたいと思います。

昨年4月に全国学力・学習状況調査が行われておりますが、対象学年は違いますが、大体同じような結果になっております。中を分析しますと、特に書くことで表現する力が弱い傾向があります。また、相変わらず無回答率が高く、じっくり取り組もうとせず、諦めてしまう傾向もあります。また、テレビの視聴時間、携帯電話、スマートフォンを利用する時間、これもやはり高いという傾向があります。

前回もそうだったんですが、先生は話を聞いてくれるが、認めてくれている、褒めてくれると余り感じていない子供たちも多い。初めに目標を提示されているが、振り返りは余りしていないと感じている子供たちも多いという傾向になっております。

ただ、前回の全国の結果と比較しますと、対象学年は違いますが、生活習慣では若干の改善傾向、それから相変わらず高い数値ではあるんですが、テレビを長時間視聴する児童・生徒が減っているという傾向があります。ただ、携帯電話、スマートフォンの所持率は上昇しております。

しかし、先生方に対しては、始業時に学習の目標を提示し、振り返りの活動時間をとっていると感じていると児童・生徒は増えております。それから、将来の夢や希望を持っている児童・生徒も増えております。中学校においては、最後まで諦めずに頑張っていると答えている生徒も増えておりますので、これについては徐々に教師の取り組みが浸透しているんではないかなと感じております。

最後のページになりますが、今後の取り組む課題ですが、やはり教職員の指導力の授業力向上が一番と感じております。

ことしの1月5日、6日に学習指導の改善を図る研修会を開催しました。そうしましたら、延べで教員800人を超える参加がありましたので、教員の意識も大分高まりつつあるなど感じております。さらに、自己有用感を感じる場の設定、それから大きな課題でもあります基本的生活習慣の見直し、特にテレビの視聴、ゲーム、携帯電話、この指導を家庭と協力して行つていかなければいけないなと考えております。それから、学校図書館の有効利用、家庭学習の習慣化を図る指導、これらについて、さらに強化していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（阿部邦英君） どうもありがとうございました。

それでは、各課長方からほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、ございませんでしたら、教育総務の石井補佐からあります。

○事務局（石井透公君） それでは、事務局より連絡させていただきます。

本年度3月末の閉校式、校旗降納式及び来年度4月初めの開校式につきましては、先に日程表のみお配りしていましたが、詳細が決定いたしましたので、ご説明を申し上げます。

なお、日程が大変混み合っていることや若干の変更がございましたので、お手元にお配りしている閉校式（校旗降納式）及び開校式等日程一覧表、A3判を作成しましたので、こちらの

ほうをご覧願います。

始めに、3月18日水曜日の湊幼稚園閉園式ですが、こちらは当初予定しておりませんでしたが、卒園式に合わせて開催することとなりました。

開会時間は、卒園式終了後の11時から住吉幼稚園遊戯室で開催予定となっております。

こちらには、委員長、教育長、教育総務課長、学校教育課長で対応いたします。

駐車スペースがほとんどございませんので、公用車で会場までご案内いたします。委員長には恐れ入りますが、10時10分ごろまでに教育委員会のほうにお越し願います。

次に、3月21日土曜日の市立女子高校、女子商業高校の校旗降納式についてですが、こちらにはご覧の方々が出席予定となっております。

会場は桜坂高等学校体育館ですが、こちらも駐車スペースがございませんので、市のマイクロバスを手配いたします。当日は9時10分までに教育委員会に集合し、9時20分に本庁を出発いたします。なお、窪木委員には恐れ入りますが、9時30分ごろまでに直接会場にお越し願います。10時から11時までの市立女子高校の校旗降納式に出席後、全員バスにて昼食会場へ向かいます。会場は割烹竹乃浦を予定しております。昼食後、一旦、教育委員会に戻った後、13時20分に再び本庁を出発いたします。14時から15時までの市立女子商業高校の校旗降納式に出席後、バスで本庁に戻り、解散となります。窪木委員には現地解散でお願いいたします。

次に、3月22日日曜日の門脇小学校の閉校式についてでございますが、会場は門脇中学校体育館で、出席予定者はご覧のとおり前日と同様でございます。

こちらにつきましても、市のマイクロバスを手配いたします。12時半までに教育委員会に集合し、12時45分に本庁を出発します。こちらにつきましても、窪木委員、再度ですが、13時ごろまでに直接会場にお越しいただきます。13時30分から14時15分までの閉校式に出席後、本庁に戻り、解散となります。窪木委員は、現地解散ということでお願いいたします。

次に、3月28日土曜日の飯野川第二小学校閉校式についてですが、開催時間が当初予定の9時から9時10分に変更となっております。

会場は、飯野川第二小学校体育館で、出席予定者はご覧のとおりです。

こちらにつきましても、市のマイクロバスを手配いたします。当日は朝早くになりますが、8時までに教育委員会に集合し、8時10分に本庁を出発いたします。なお、委員長、今井委員、佐々木学校管理課長につきましては、現地集合、現地解散でお願いいたします。恐れ入りますが、8時40分ごろまでに会場にお越し願います。9時10分から10時10分までの閉校式に出席後、本庁へ戻り、解散となります。

続きまして、平成27年度になるんですけれども、4月7日火曜日、飯野川小学校校旗引き渡し式についてですが、当初の予定では各委員にもご出席いただく予定でご案内しておりましたが、当日、校旗引き渡し式に引き続き始業式、入学式が行われる関係から、校旗引き渡しと校長挨拶のみの式典となりましたことから、委員長、教育長及び事務局長出席にて対応させていただきます。当日は恐れ入りますが、お三方には8時30分までに直接会場のほうへお越し願います。

最後に、4月8日水曜日、桜坂高等学校の開校式、入校式並びに入学式についてですが、開会時間は9時30分からで、会場は桜坂高等学校の体育館となっております。

出席予定者はご覧のとおりでございます。

こちらにつきましても、市のマイクロバスを手配いたします。窪木委員には恐れ入りますが、9時ごろまでに直接会場にお越し願います。当日は、8時30分までに教育委員会に集合し、8時45分に本庁を出発いたします。9時半から開校式、引き続き9時50分から10時30分までの入校式の後、委員長、教育長、事務局長は、11時から開催されます湊こども園の開園式に出席するため、湊こども園へ向かいます。こちらは公用車を配車いたします。それ以外の方々は一旦、教育委員会のほうに戻ります。委員長と教育長、事務局長はお昼前には教育委員会に戻る予定となっております。その後、委員の各々は昼食となります。会場は大もりやを予定しております。13時15分に再び本庁を出発し、14時から15時までの入学式に出席後、本庁に戻り、解散となります。窪木委員には現地で解散ということでお願いします。

以上で連絡を終わります。お願いします。

○委員長（阿部邦英君） どうもありがとうございました。では、よろしくお願ひいたします。

それでは、次回の日程等について石井補佐からお願ひいたします。

○事務局（石井透公君） それでは、次回、3月の定例会につきましては、3月26日木曜日、午後2時30分から本庁舎4階議室で開催する予定でございますが、議会の状況によりましては、3月30日月曜日の午前9時から開催することになるかもしれませんので、日程の確保をお願いいたします。3月26日の木曜日の2時半もしくは3月30日の午前9時からです。日程及び会場が決まり次第、改めましてご連絡させていただきます。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） それでは、今お話ありましたように、議会の関係で予定が変わるものかもしれないから、3月30日を一応、今の段階ではあけておいていただきたいということです。よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんでしたら。ございませんね。

(発言する者なし)

○委員長（阿部邦英君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

長時間にわたってお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時41分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 今 井 多貴子